

○佐渡市将来ビジョン等策定・推進会議開催要綱

平成27年3月12日

告示第41号

改正 平成28年8月8日告示第165号

(題名改称)

平成29年3月31日告示第142号

平成30年8月21日告示第265号

(趣旨)

第1条 本市における将来ビジョン、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び新市建設計画（以下これらを「将来ビジョン等」という。）の策定等に当たり、広く市民等からの意見、助言等（以下「意見等」という。）を反映するため、佐渡市将来ビジョン等策定・推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平28告示165・平30告示265・一部改正)

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 将来ビジョン等の策定又は見直しに関する事項
- (2) 各施策の実施状況の総合的な検証及び推進に関する事項

(平28告示165・一部改正)

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 地域団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 産業界及び金融機関の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(アドバイザーの設置)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、アドバイザーを設置し、会議への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 会議の参加者及び関係者は、会議において知り得た秘密を漏らすてはならない。会議が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年8月8日告示第165号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月21日告示第265号)

この告示は、公表の日から施行する。